

福彩支援ニュース 第25号

2019.7



発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）

ウェブサイト <http://fukusaishien.com/>

電子メール apply@fukusaishien.com

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援

【連絡先】

吉廣慶子（みさと法律事務所） 341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F みさと法律事務所 tel:048-960-0591 fax:048-960-0592

北浦恵美 tel:04-2943-7578 fax:04-2943-7582

4/24 第25回期日

原告側弁護団

「長期評価」を確率論において取り扱う、とする
国側の欺瞞を批判。

「何もしないことと同じ！」

▼次回期日(第26回)は午前の開催です。

傍聴ご希望の方は、ご注意ください！

2019年 7/17 (水) 10:30開廷

★傍聴希望の方は10:00までにさいたま地裁B棟前にお越し下さい。



第25回期日(2019/4/24)報告

福彩支援事務局

いつもご支援ありがとうございます。傍聴に足をお運びくださいました皆様、ありがとうございます。次回福島原発さいたま訴訟期日は、7月17日(水) 午前10:30～さいたま地裁です。次回はいつもと時間が異なり、午前開廷です。お間違えのないよう、ぜひ、足をお運びください。

第25回口頭弁論では、原告の方々の損害を立証するための、3世帯の方の原告陳述書が提出されました。原発事故によって家族がばらばらとなり、子どもたちの健康の心配、周囲からの陰口、差別、無理解……避

難者だということを知られたくない、そんな気持ちになっていったこと。まさに、すこやかな生活が一瞬で破壊され、困難な事態に直面させられたのです。

事故による分断、喪失がどれだけ大きなものであるか、国や東電にしっかりと向き合ってほしい。正当な賠償を求める原告らの未曾有の被害の立証に弁護団・原告の皆さんが、取り組んでいます。

報告集会では、弁護団から、今日の弁論と進行協議の報告があり、みなさんから、様々な、質問や報告をいただきました。

福島県は6月7日、2019年3月末以降も首都圏の国家公務員宿舎に居住する東京電力福島第1原発事故の自主避難世帯に対し、家賃の2倍に相当する「損害金」を請求する方針を固めました。

福島県の自主避難者への住宅無償提供は2017年3月末に打ち切れ、国家公務員宿舎に避難している世帯は一定の家賃を払うことを条件に2年間の延長が認められましたが、2019年4月以降は退去まで家賃の2倍の「損害金」を支払うよう求められています。「公営住宅に応募しても当たらない。低収入世帯は請求対象から除外してほしい」「居住者の多くはぎりぎりの収入で生活している。2倍家賃は払えない」という避難者の声は、2020五輪の「復興」ムードにかき消されています。

なぜ原発事故の被害者であり被曝リスクを避けるために避難した人々が「損害金」を請求されなければならないのでしょうか。

20mSv以下であればよい、とする東電や国の主張に対し、彼らが論拠とするICRP（国際放射線防護委員会）勧告の内容は、事故の復旧段階においては、20mSvまではその他の便益を考慮し許可をとって居住を認めるが、復旧後は拘束値を1mSvへ戻す、としています。

国の避難指示地域以外でも、他の便益を犠牲にして避難をするという判断を強いられた方々への賠償責任は国と東電にあるはずなのに、国や東電は20mSv以下は安全であるという強弁を繰り返しています。しかし、ICRPの2007年勧告では、「公衆被ばく」の拘束値は1mSvで、20mSvは「職業被ばく」に対して設定された拘束値です。一般住民に対して容認されるべき数値ではありません。しかもこれらの数値は、規制上の限度として使われるべきではなく、「実際に可能な限り低く維持する」ことが勧告されているのです。

この裁判へ多くの皆様の関心とご支援をいただけますよう、今後とも皆様のご協力をお願いいたします。ぜひ、足をお運びください。

【次回以降の期日のお知らせ】

★第26回期日 →（開廷時間が大幅に早まります）

2019年7月17日（水）午前10時30分 開廷

★第27回期日 → **10月9日（水）午後2時 開廷**

「公正な判決を求める署名」は年内に1万筆達成を目標！

▶ 2019年6月30日時点で、**7,581筆**

原告の個別損害準備書面がすべて提出され、裁判は折り返し地点を迎えました。2019年末までに一万筆を達成し、裁判所にさらなる原告支援の意志を示したいと考えています。

ご協力をぜひお願いします。署名はこちらから。

→ <http://fukusaishien.com/archives/549/>

代理人意見陳述

2019年4月24日 福彩訴訟第25回期日

平成26年（ワ）第501号等 損害賠償請求事件

原告 29世帯 96名

被告 国、東京電力ホールディングス株式会社

代理人意見陳述

平成31年4月24日

さいたま地方裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 吉 廣 慶 子 外

第1 第56準備書面について

1 「確率論において取り扱う」とは、原発規制の中で長期評価を考慮しないと同義である

被告国は、国による原発の安全規制の法体系が、基本的に決定論的安全評価（各事象の発生する確率ないし頻度の定量化はせずに、あらかじめ定められた想定事象が発生すると仮定して、その影響を定量評価する方法）に依拠して構築されていることを認めつつ、「長期評価」の公表直後、被告国が長期評価の知見を決定論ではなく「確率論的安全評価の中で取り入れる判断を下した」のは、『「長期評価の知見」を覚知し、科学的知見の成熟性の程度に応じた対応」であり（第21準備書面16頁）、合理的であると主張します。

2 確率論的安全評価は実務に直結しないものであったではそもそも、「決定論ではなく確率論において取り扱う方針」とは、実際に原発規制行政上、何らかの意味があるのでしょうか。

津波の確率論的安全評価は、長期評価公表当時、その手法の検討が始まったばかりで手法確立の目処は立っておらず、本件事故当時もいまだ実用化に至って

いませんでした。この点は、被告国の提出する各専門家の意見書(今村文彦、酒井俊朗、首藤伸夫)も共通して認めています。

原子炉の安全規制の法体系、地震や津波に対する安全規制はすべて、決定論に基づき整備されていることは、被告国も認めているとおりです。炉規法や電気事業法に基づく原子炉施設の安全性確保に関する法規制は、巨大な危険性を抱えている原子炉施設の特性に鑑み、万が一にも原発事故が起きて周辺住民の生命身体財産に損害を与えることのないよう、常に最新の知見に基づき決定論で設計基準事象を設定し、これに対する安全対策が確保されていることを、原子炉の設置・運転の最低限の条件としています。こうした法規制の中で、決定論ではなく確率論的安全評価の1分岐として取り入れるというのは要するに、原発の安全性確保のための規制の中では長期評価を考慮しない、という意味でしかありません。

長期評価の知見を「確率論において取り扱う」というのは要するに、学術的・技術的な研究を進めるための検討資料にするという意味でしかなく、規制権者としての国の対応としては、何もしないことと同じなのです。

3 長期評価の知見を決定論の中で取り扱わなければ、長期評価の知見に基づく現実の規制はなされないことについて、もちろん関係者も認識していました。今回証拠提出した甲191号証をご参照ください。これは平成19年に行われた東電と日本原電との間の情報交換会の議事録ですが、ここで被告東電の担当者が、当時行われていたバックチェックに際し、長期評価が示した波源域をなぜ考慮しないのかと国から指摘される可能性がある、「これまで推本の震源域は確率論で議論すると説明してきているが、この扱いをどうするか非常に悩ましい(確率論で評価するということは実質評価しないということ)」と発言したことが明記されています。

つまり、長期評価が示した震源域(福島沖でも大規模な津波地震が発生しうる)を確率論の中で評価する、というのは、実務的な安全審査においては評価しないといっているのと同義であるため、国からそれでは長期評価を考慮したことにならない、と指摘された場合、言い逃れられず悩ましいと、東電側が発言しているのです。

被告国は、「国が講じてきた行政指導を含めた規制措置に一応の合理性が認められる場合、規制権限の行使に違法性は認められない」というクロロキン薬害訴

訟最高裁判決の判断枠組みを好んで引用します。

しかし、上記述べた通り、長期評価の知見を確率論の中で検討したとしても、規制権限が発動されることはない以上、確率論と決定論のどちらの見解をとるかは行政裁量の範囲内などという範疇の話ではありません。被告国の立論は失当です。

4 被告国は「長期評価」を自ら検討せず、3週間で東電の「方針」を了承した

繰り返しになりますが、被告国は、万が一にも原発事故が起きて国民の生命身体に危害が及ぶことがないように、常に科学的知見をアップデートし、適時適切に規制権限を発動すべき立場にあります。そして長期評価は、国自身が全国から著名な地震学者を多数招聘し、幾度もの議論を重ねた末に策定・公表した将来の地震予測です。そうであれば、公表された長期評価に示された震源域によれば福島第一原発に到来が想定される津波を試算し、その対策を講じることは、国の職責上当然検討すべきであり、その必要はない、対策を講じるべきではない(長期評価は、規制権限を発動する上で採用するに足りない信頼できない知見である)と、規制される側である東電が抵抗したとしても、規制者である国としてはそれを疎信せず、自ら調査・判断し、適切に規制権限を発動することが求められます。

この点、長期評価を決定論ではなく確率論で取り入れるという東電の方針を了承した国の対応は合理的であったという主張の論拠として被告国は、2002年当時保安院の原子力発電安全審査課・耐震班班長であった川原修司氏の陳述書(丙ハ100号証)を提出しています。しかし、この中で川原氏は当時の明確な記憶がないと述べ、陳述書に記載された内容は、2002年8月当時東電の内部担当者間メール(資料①～⑥)の説明にとどまっています。このメールは国の担当者として川原氏が自ら発受信したものでさえありません。

被告国は、川原氏の陳述書やそれに添付されたメールから、長期評価の知見を確率論で取り入れることにした被告国の判断は合理的だと主張します。しかしむしろこれらの証拠からは、規制権者であるはずの被告国が、規制される側の東電の言いなりになって規制権限を適切に行使しなかった実態が浮き彫りにされています。

陳述書に添付されたメール①によれば、「長期評価」公表(2002年7月31日)直後の同年8月5日、被告国(保

安院)が東電に対して、「福島から茨城沖も津波地震を計算するべき」と指摘したことが明記されています。長期評価が示した震源域に基づいて、福島第一原発に最も影響の大きいと考えられる津波の波源モデルを福島～茨城沖に設定し、到来しうる津波を試算するよう国が東電に指摘したことが伺えます。

本件訴訟において、原告らはまさに、長期評価公表直後、国は長期評価に基づき福島第一原発に到来が想定される津波試算を自ら行い、あるいは東電にその試算を求め、これに対する防護策(結果回避措置)を講じるよう規制権限を発動すべきであった、と主張しています。被告国は長期評価公表直後、まさに、この試算を被告東電に求めていたと言えます。

しかし東電は、長期評価の示した波源域による津波試算をすることに強く抵抗し、(長期評価の示した震源域を決定論的に評価して試算を行えば、国の規制が強化することが明らかであるため)、東電からの抵抗に遭った被告国は、長期評価の知見に基づき津波を試算し、その防護策を検討させることから、長期評価の制定経緯を調査させることに、大きく後退してしまいました(以上、資料①)。

かかる国の対応は、原発事業者を規制する立場として極めて問題です。繰り返しになりますが、国(保安院)は、原発事故から周辺住民の生命身体財産を守るため、万が一にも原発事故が起きないように適時適切に規制権限を発動するべき立場です。それにもかかわらず、国は、規制権限を発動する契機として長期評価の知見を取り扱うか否かの判断と調査を、規制される側の東電に丸投げしたのです。

調査を求められた東電はその後保安院の係員に、長期評価の結論には異論もあった、確定論的に検討する際は土木学会手法で(従前どおり)福島沖には津波地震を想定しない、研究中の確率論の中で長期評価の知見を取り入れることは可能、と報告しました(このとき東電がなした報告は、佐竹氏の東電に対する回答を都合よく曲解した内容であったことは、準備書面で指摘したとおり)。これに対し被告国の担当者は「そうですか分かりました」と応じました。これが同年8月22日というのですから、長期評価公表からわずか3週間後のことです(以上、丙ハ100号証資料6)。

国自身がこの間に、長期評価で引用・参照されている文献や海溝型分科会の議事録等を収集・精査した

り、長期評価策定に関わっていた地震学者ら(島崎邦彦氏や都司嘉宣氏)に自らヒアリングを行ったり、あるいは東電が問い合わせたとされる佐竹健治氏に本意を確認するなどして、「長期評価」の知見を原子力規制の中でどう取り扱うかを判断するため自ら調査したという事情は一切うかがえません。

むしろ、規制される側である被告東電が、長期評価を決定論的安全規制の中では考慮せず、引き続き土木学会手法(津波評価技術)に依拠することを決め、上記東電の方針を、規制する側の保安院が了承した。というのが事実である以上、被告国の予見義務違反、調査義務違反は明白です。

5 まとめ

被告国は、公表された長期評価を決定論ではなく確率論において取り扱うこととした国の対応は合理的であったと主張しますが、要するに、被告国は規制者として、新たな知見を安全規制に取り入れることに抵抗する被規制者(東電)に対して、何も言わず、何もしなかったにすぎません。被告国の主張が失当であることは明らかです。

第2 第57準備書面について

1 第57準備書面は、主に土壌汚染と避難の相当性との関係を述べるものです。

2 放射線障害から公衆を防護する法規範として、放射線障害防止法があります。この法律は、放射性汚染物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、放射線障害を防止して公共の安全を確保することを目的としており、国際放射線防護委員会(ICRP)から出された勧告を基に、日本の実情にあわせて放射線同位元素や放射線発生装置の使用等を規制しています。

同法による放射線防護の基本原則は、放射線作業に従事する者及び一般国民の受ける放射線量を放射線障害の生ずるおそれのない線量以下にすることにあります。

そのための方策のひとつとして、同法は、ある区域における放射線同位元素の表面密度が4万Bq/m²を超えるおそれがある場合、その区域を管理区域と定め、厳格な規制を設けました。管理区域の中でも、内部被ばくおよび外部被ばくの両方が問題になる区域(汚染管理区域)においては、その出入口に管理室、汚染検査室、除染室などを設け、出入に際しては履き物

を替える等しなければなりません。また必要に応じて専用の実験衣または防護衣を着用し、内部被ばくと汚染の広がりを防止する必要があるとされています。さらに、管理区域からは物を持ち出すことが禁じられ、立ち入る者に対しては常時の線量の計測が義務付けられるなど、放射線障害を防止するための厳格な規制が課されるエリアとなっています。

3 今回、一部の原告の避難前の住居とその周辺について、土壌汚染の状況を調査しました。直接土壌を採取して放射性物質の表面密度を調査した世帯と、公表されているデータを調査した世帯とがありますが、いずれも、放射線障害防止法上で管理区域とされる4万Bq/m²を超える表面密度の放射性物質が検出されています。

原告らの避難前の生活圏には、現在もなお、放射線障害防止法上の管理区域と同等以上に、放射性物質によって土壌汚染されている地点が存在しています。そのような状況で、自ら放射線防護措置をとるか、あるいは防護措置をとらずに被ばくを余儀なくされるかしながら、日常生活を送り、子どもを育てることがどれだけ困難であるかは想像に難くありません。したがって、このような事態を避けるために避難し、そして避難を継続することは、社会通念に照らして相当な行為であり、十分な合理性があることは明らかです。

以上

福彩訴訟——2019年度の展望

北浦恵美(福島原発さいたま訴訟を支援する会代表)

福島原発さいたま訴訟は、2014年6月の第1回期日から5年が経ち、原発事故発生からは、8年と4か月。次回7月17日午前10時半より、第26回目の期日を迎えます。

この間、先行する各地での国や東電の責任を認める判決の報せを聞くことも多くなり、さいたま訴訟の報告集会でも、今後の進行に期待する声も聞かれます。現在さいたま訴訟では、原告の皆さんのそれぞれの被害を立証するための陳述書の提出、専門家証人や、原告本人尋問などの準備の段階に入りつつあります。今後、ますます、「傍聴席を満席にする」という支援する会として一番大切な役割を果たすべく、会員の皆様にご協力をいただければ、と思っております。

法廷では、東電と国の責任を追及する弁護団の熱のこもった書面の陳述、責任を回避する主張を繰り返す国と東電に対するやり取り、提出書面のファイルは分厚く積み重なってきています。

多くの人々の生活を根底から奪うという未曾有の被害。ある日突然、もう家には帰れない、仕事もできなくなる、そんな被害を受けた人々の悔しさ、無念、理不尽さ、いくら言葉を重ねても、その傷はふさがりません。それでも責任はない、と主張する国と東電に對峙して、大きな怒りと共に、闘っています。この裁判は、一人一人の被害者が、国と東電に對し、正当な被害賠償、責任追及、そして、繰り返さないことを求めるものです。現在、29世帯96名の原告の方々も闘っていらっしゃいます。被害者の言葉にこそ、真実があります。その言葉に耳を傾けることでしか、これからの未来は築けません。

被害回復がなされないまま8年が経ち、その一方、原発の再稼働が進められ、福島では多くの地域で避難指示が解除され、放射能汚染で避難を余儀なくされている人々の声がかき消されようとしています。子どもたちに、放射線が安全との印象を受ける記述の多い副読本が配られ、原発事故を忘れようとしているとしか思えないような理不尽な政策の数々。

避難者のみなさんは、懐かしいふるさとに「帰らない」のではない、「帰れない」のです。決して忘れてはならないことです。

原告の皆さんと弁護団と共に、満席の傍聴席から、この裁判を見守っていきましょう。

満席の傍聴席は会員の皆様のお一人お一人が足を運んでくださることで実現できます。毎回の期日の際に、足を運んでくださる支援の会の皆様の言葉をお聞きし、想いを同じくする仲間が多くいることに本当に勇気づけられます。この裁判は、私たち自身に関わる裁判です。

裁判所に公正な判決を求める署名は、6月末で7,581筆集まっています。目標の1万まであと少しです。改めて、皆様に署名のご協力をお願いいたします。

次回期日7月17日の裁判終了後に総会を開いて、会員の皆様に、この1年の活動報告、会計報告を行い、今後の活動方針について議論をしたいと思っております。ぜひ、皆様足をお運びください。

2019年度福彩支援・年次総会のお知らせ

☞ 福島原発さいたま訴訟を支援する会総会

- 1) 2018 年度活動報告
- 2) 会計報告・会計監査報告
- 3) 2019 年度活動方針

【2019年度・福彩支援活動方針】(昨年度方針を継続)

- 1) 原告と弁護団の闘いを支え、勝利するまでともに歩んでいきます。
- 2) 裁判の内容を広く伝える広報活動と集会を行います。
- 3) 原告と連携して原告・支援者交流会を開催します。
- 4) 裁判の傍聴と報告集会に参加します。
毎回の法廷をいっぱい!!
- 5) 会員を拡大しカンパを募ります。

福島原発さいたま訴訟を支援する会 役員 (2019/7/17)

代表 北浦 恵美
 会計 内田 ちか・森 斌
 会計監査 前田 妙子
 運営委員 愛甲 裕・猪俣 正
 (50音順) 岡本 卓大・井草 志乃
 桂川 潤・川村 由香
 小林 哲彦・前田 俊宜
 松浦麻里沙・湯澤 安治
 吉廣 慶子



福彩訴訟の経緯と活動報告 (2019/7/17現在)

2014/3/10 福島原発事故で故郷を追われ埼玉に避難した被災者6世帯16名が、国と東電を相手どり、損害賠償請求訴訟(福島原発さいたま訴訟/略称:福彩訴訟)をさいたま地裁に提訴

2014/5/21 福井地裁、大飯原発3,4号機の運転差し止め命令。

2014/6/18 さいたま地裁101号法廷(脇 由紀裁判長)にて福彩訴訟・第1回口頭弁論。「福島原発さいたま訴訟を支援する会(略称:福彩支援)」結成集会。以降、期日後に裁判の進行状況やさまざまな関連情報を伝える「福彩支援ニュース」を発行。

2015/1/19 福彩訴訟・第2次追加提訴

2015/8/25 福彩訴訟・第3次追加提訴

2016/1/27 福彩訴訟・第9回口頭弁論

「津波高15m超は想定外」と主張する東電が、じつは2008年時点で「津波対策は不可避」と想定していた内部文書を、原告弁護士団が入手し公開。対応を先送りした東電の重過失が明るみに。裁判に先立って、第1回の福彩訴訟原告交流会。

→以降、原則として裁判期日の開廷前に原告交流会を開催。

2016/12/13 福彩訴訟・第4次追加提訴

2017/3/31 福島県が自主避難者への住宅支援を一時的に打ち切り。支援継続を求めて87,000人が署名。国家公務員宿舎に避難している世帯は一定の家賃を払うことを条件に、2019年3月末まで2年間の延長が認められる。

2017/7/19 福彩訴訟・第17回口頭弁論

「弁論更新」となったこの期日で、国と東電がはじめて口頭で意見陳述を行い、「原告らの主張には理由がない」と強調。

2018

2018/1/27 原発被害者訴訟全国支援ネットワーク結成会

2018/2/7 福島県南相馬市小高区の住民らが東電を相手に提訴した損害賠償訴訟で、東京地裁が東電に11億円の賠償命令。(ただし賠償額は請求の約一割程度にとどまる)

2018/2/20 福島地裁、原発事故による避難指示を苦に102歳で自殺した飯館村の大久保文雄さんの遺族への賠償を東電に命じる

2018/2/21 福彩訴訟・第20回口頭弁論

原告側弁護士、第49準備書面(補償の不十分さの解説)、第50準備書面(原告らの避難の相当性を裏付け)を提出。原告らに共通する精神的損害について具体的に列挙し、損害に対する賠償がまったくされていないか、きわめて不十分であることを意見陳述

2018/3/10 上映実行委員会形式で「日本と再生」自主上映会 家族が埼玉県に避難している福彩訴訟原告の瀬川芳伸さん(教員・郡山市在住)が原告アピール。(さいたま市産業文化センター)

2018/3/11 東日本大震災の発生から7年 この時点で、いまだ約7万3000人が避難生活を送る

2018/3/15 原発避難訴訟京都訴訟 京都地裁が国と東電の賠償責任を認定。「自主避難者」について避難の相当性を認めた点に意義があるが、原則として避難が平成24(2012)年4月1日までの避難者に限っていることが問題

2018/3/16 原発避難訴訟首都圏訴訟 東京地裁が国と東電の賠償責任を認定。しかし、賠償額の認定は請求の1割以下にとどまり、きわめて短い期間にしか避難継続の合理性を認めていないという問題点も

2018/3/22 福島地裁いわき支部、地域住民133人が提訴した原発避難訴訟で、東電に6億円の賠償命令（請求額の5%に満たず）

2018/4/6 福島第1原発事故の慰謝料増額を求め、福島県浪江町民約1万5000人が申し立てた国の裁判外紛争解決手続き（ADR）について、東電が和解を拒否。原子力損害賠償紛争解決センターが和解手続きの打ち切りを通知

2018/4/25 福彩支援ニュース第20号を発行

2018/5/16 福彩訴訟・第21回口頭弁論

原告側弁護士、第51準備書面（被告国第12準備書面への反論「長期評価の信用性は複数の専門家証言で裏付けられていること」）を提出するとともに、原告の方々の損害を立証するための、原告3名の意見陳述書が提出され、その内容を原告側弁護士が陳述。→開廷前に、第10回原告交流会

2018/5/28 飯舘村住民294人のADR申立に対し、東電が和解を拒否。浪江町民との和解拒否に続きADR制度の意義が揺らぐ

2018/6/27 東電のADR拒否を強く批判していた浪江町町長の馬場有^{たもつ}さんが死去。

映画『日本と原発』で馬場さんが語ったことば。「立場が逆でしょう…。東電と国がわたしたちに頭を下げ、許しを請い、責任をもって補償に当たるべきなのに、なぜ被害を受けた側が頭を下げ、補償を請わなければならないのか」

2018/7/9 福彩支援ニュース第21号を発行

2018/7/25 福彩訴訟・第22回口頭弁論

原告に対する被告国の全面的反論（意見陳述）

→開廷前に、第11回原告交流会を開催

→閉廷後に、2018年度福彩支援年次総会

2018/10/15 福彩支援ニュース第22号を発行

2018/10/31 福彩訴訟・第23回口頭弁論

→開廷前に、第12回原告交流会を開催

2018/12/31 2018年末時点で、福島県からの避難者が首都圏で22,193人、埼玉県内で3,508名

2019.....

2019/1/15 福彩支援ニュース第23号を発行

2019/2/22 福島原発かながわ訴訟、横浜地裁は国・東電の責任を認め、原告152人に対して4億2千万円の支払いを命じる（賠償請求額は、総額約54億円）。村田弘・原告団長は「6～7分咲」との感想。原告・被告とも控訴へ。

2019/1/30 福彩訴訟・第24回口頭弁論。原告側弁護士団が、「民間の土木学会の一見解に過ぎない津波評価技術を、正当かつ合理的とする国・東電の主張は失当である」と意見陳述。
→開廷前に、第13回原告交流会を開催。

2019/2/17 シンポジウム「いま語らなければ。福島」開催。パネリストに除本理史さん（大阪市立大学大学院教授）、吉田千亜さん（フリーライター）、福島原発さいたま訴訟原告側弁護士団が登場。

2019/4/15 福彩支援ニュース第24号を発行

2019/4/24 福彩訴訟・第25回口頭弁論

原告側弁護士団、国が自ら策定した「長期評価」に沿って規制権限を行使しなかった失当を追及。土壌汚染と避難の相当性に合理性があることを意見陳述。

*この期日で、原告の個別損害準備書面がすべて提出される。

→開廷前に、第14回原告交流会を開催

2019/6/7 福島県、東京、埼玉など4都県の国家公務員宿舎に4月以降も居住する東京電力福島第1原発事故の自主避難世帯に対し、家賃の2倍に相当する「損害金」を請求する方針を固める。

2019/6/12 原子力規制委員会、対テロ施設が期日までに完成しない原発に運転停止命令を出す方針を決定。

九州電力・川内原発1号機が、2020年3月に運転停止となることが明らかに。

2019/7/5 福彩支援ニュース第25号を発行

2019/7/17 福彩訴訟・第26回口頭弁論

→閉廷後に、2019年度福彩支援年次総会

原告数は29世帯96名。福彩支援会員数は215名、2016年4月に開始した「公正な判決を求める署名」が7,581筆（2019年6月30日時点）

2019/9/19 市民からなる検察審査会が東電幹部を強制起訴した「福島原発刑事訴訟」の判決言渡し。東京地裁にて

福島原発さいたま訴訟を支援する会 決算報告

2018.7.01～2019.6.30

収入

項目	金額
前年度繰越	732,010
会費	112,000
カンパ	116,000
シンポジウム(資料代・カンパ)	53,100
その他(預金利子・他)	4
合計	1,013,114

支出

項目	金額
ニュース発行(No. 21～24)	109,721
裁判資料作成(18～25回)	9,192
通信費	46,396
シンポジウム費用	150,993
原告の集い(10～13回)	12,458
渉外費	5,080
その他(懇親会茶菓子等)	14,899
合計	348,739

残額:1,013,114 - 348,739 = 664,375 は次年度に繰越します

上記のとおり報告致します。

2019年7月1日

代表 北浦 恵美

会計 内田 ちか・森 斌

上記決算報告について、適正な執行であることを認めます。

2019年7月1日

会計監査 前田 妙子

福島原発さいたま訴訟を支援する会 会員

2019.7.1 現在 215名

都道府県・埼玉都市町村	会員数
東京都	20名
神奈川県	7名
千葉県・長崎県	各2名
大阪府・福島県・宮城県・群馬県	各1名
埼玉県	180名
さいたま市	67名
所沢市	31名
久喜市	14名
川越市	9名
三郷市	7名
新座市	6名
川口市・上尾市	各5名
越谷市・秩父市・加須市・春日部市	各3名
朝霞市・志木市・北本市	各2名
日高市・狭山市・和光市・ふじみの市・飯能市 蕨市・入間市・吉川市・戸田市・羽生市・蓮田市 草加市・熊谷市・三芳町・伊奈町・寄居町・長瀬町 皆野町	各1名



新年度の
会費納入を
よろしく
お願いします!

福島原発さいたま訴訟を支援する会・呼びかけ人 (50音順、2019/3/30現在)

- | | | | |
|-------|-----------------------------|-------|-------------------------|
| 梓澤 和幸 | 弁護士、NPJ代表 | 小林 実 | 十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授 |
| 安藤 聡彦 | 埼玉大学教授 | 篠永 宣孝 | 大東文化大学教授 |
| 石川 逸子 | 詩人、作家 | 菅井 益郎 | 国学院大学教授 |
| 池田こみち | 環境行政改革フォーラム副代表 | 須永 和博 | 獨協大学外国語学部 |
| 磯野 弥生 | 東京経済大学現代法学部教授 | 高橋千劔破 | 作家・文芸評論家、日本ペンクラブ副会長 |
| 井戸川克隆 | 前双葉町長 | 田中 司 | 立教小学校元校長 |
| 宇都宮健児 | 元日本弁護士連合会会長 | 暉峻 淑子 | 埼玉大学名誉教授 |
| 菊一 敦子 | 環境・消費者運動 | 三浦 衛 | 図書出版・春風社代表 |
| 久野 勝治 | 星陵大学教授・東京農工大学名誉教授 | 水島 宏明 | ジャーナリスト、法政大学教授 |
| 小島 力 | 福島県葛尾村原発賠償集団申立推進会代表、詩人 | 山田 昭次 | 立教大学名誉教授 (日本近代史) |
| 後藤 正志 | 元原発設計技術者・工学博士・NPO法人APAST理事長 | 渡邊 泉 | 東京農工大学准教授 |

☞ **支援する会の年会費は一口1,000円です** (口座番号:00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援)

ご住所、お名前、連絡先(email or お電話番号)を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名:ゆうちょ銀行/金融機関コード:9900/店名:〇一九店(ゼロイチキューテン)/店番:019/預金種目:当座/口座番号:0550500



福島原発さいたま訴訟を支援する会 (略称:福彩支援) ▶ **ウェブサイト: <http://fukusaishien.com/>**

* 吉廣慶子 (みさと法律事務所)

341-0024 三郷市三郷 1-13-12 MTビル 2F みさと法律事務所 tel: 048-960-0591 fax: 048-960-0592

* 北浦恵美 Email: apply@fukusaishien.com tel: 04-2943-7578 fax: 04-2943-7582